

南種子町農地賃借料情報（参考）

この農地賃借料情報は、田畑の貸し借りをする際の参考としてもらうため、令和4年1月から令和5年12月までに締結された賃貸借の情報を提供するものです。田畑の位置や広さ、道路条件等を考慮し、貸し手・借り手双方話し合いの上お決めください。

現況の地目	区 分		平均額	最高額	最低額	デー タ数	備 考
田	整備地区	R4	9,906 円	10,042 円	8,516 円	58 筆	農地賃借料 物納現物等 支払いを 除く情報
		R5	10,056 円	13,500 円	8,000 円	18 筆	
	未整備地区	R4	9,271 円	9,878 円	8,742 円	4 筆	
		R5	8,000 円	10,000 円	5,000 円	4 筆	
畑	整備地区	R4	9,593 円	10,000 円	5,000 円	50 筆	
		R5	9,886 円	10,000 円	8,800 円	28 筆	
	未整備地区	R4	8,858 円	10,115 円	4,698 円	39 筆	
		R5	8,171 円	10,000 円	3,000 円	14 筆	

情報提供発信者：南種子町農業委員会

○参考農作業料金・農作業賃金の情報提供の廃止

農業委員会では、農家の代表者と関係機関の方を含めた南種子町標準小作料・標準作業料金検討会を設置して調査・検討を行い、農業委員会の総会を経て、農業委員会より令和5年度まで参考農作業料金として情報提供を行ってまいりました。

令和6年度より農地法改正に伴い農業委員会から農家への情報提供として、農地賃借料情報の提供のみとなりました。

参考農作業料金の情報提供は、農作業受委託の形態もさまざまに経営に及ぼす影響が大きいことなどの的確な情報提供に欠けることから令和6年度より参考農作業料金の情報提供は廃止することになりました。

※農作業料金については、受託者各自が算出し委託者と合意の上で決めてください。

※農作業料金の算出根拠計算方法については、農業委員会へお問い合わせください。電話 0997-26-1111（内線 300）

農作業賃金については、毎年10月県より最低賃金情報が提供されることから農業委員会からの農作業賃金情報提供を廃止することになりました。